

3月末～4月始めの市民課は休日や時間外も開庁しています！



3月						
日	月	火	水	木	金	土
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9

■ 3月26・27日、4月2・3日 8:30～17:15

■ 3月24・25・28日～4月1日 8:30～19:00

毎週木曜日（祝日を除く）は午後7時まで開庁しています。

※職員の人数が通常より少ないためお待たせする場合があります。

お時間に余裕を持ってご来庁ください。

● 毎月第2日曜日は午前9時～午後5時まで開庁しています。

75歳以上でマイナンバーカードを作っていない方に手紙が届きます

3月30日発送予定で後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカードの申請書が送られてきます。

（令和3年10月31日現在でマイナンバーカードをお持ちでない方へ送ってます。

すでに申請済みやお持ちの方は改めて申請する必要はありません）



■ 同封物

- ・QRコード付きマイナンバーカード交付申請書
- ・返信用封筒
- ・チラシ

● お問い合わせ

小林市役所 ほけん課 電話：23-0116

マイナンバーカードが出来上がるまでに約1ヶ月（混雑時は2～2.5ヶ月）かかります。

【休日開庁日のお知らせ】

※市民課のみ、マイナンバーに関する業務に限ります。

日時 4月10日（日）、5月8日（日） 午前9時～午後5時

【延長窓口】※市民課のみです。

毎週木曜日（祝日を除く）午後7時まで

【お問い合わせ】

●マイナンバーカードに関すること

小林市役所 市民課 電話：23-1112

■ マイナンバー制度全般に関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30

出張サポートやっています♪

裏面もあり



マイナンバーカードには2種類の有効期限があります！



個人番号カードの有効期限が近づくと手紙が届きます

The image shows a My Number Card on the left and an expiration notice letter on the right. The card has a birth date of 2025年5月24日 and an expiration date of 2020年5月24日. The notice letter is titled 'マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書 在中' and includes a QR code and contact information.

生年月日横に印字されているのがカード自体の有効期限です。
その下に手書き(無記入もあり)されているのが電子証明書の有効期限です。

有効期限が

- **カード** の場合 : カード自体の更新(作り直し)になります。カードの申請を行ってください。お知らせの通知の右下にあるQRコードを読み取ってスマホでも申請できます。
- **電子証明書** の場合 : 電子証明書の更新になります。(数字4桁や英数字6~16桁)更新する際はカードを持って市役所へ来庁してください。**(電子証明書の更新は必須ではありません)**

令和4年4月1日から成人年齢が18歳になることに伴い、マイナンバーカードの有効期限の対象年齢も令和4年4月1日から変わります。
マイナンバーカードを申請する際は、最新の申請用紙をご使用ください。

○カードの有効期限

- マイナンバーカードを発行時に
- 18歳以上 : 発行日後10回目の誕生日
- 18歳未満 : 発行日後5回目の誕生日

※令和4年3月31日以前に作成された申請用紙で申請をした場合、マイナンバーカードの有効期限は20歳成人での有効期限となります。

○電子証明書の有効期限

電子証明書の有効期限は5年間となります。
カードの有効期限から5年引いた誕生日が最初の有効期限です。
セキュリティの関係で発行の日から5回目の誕生日までとなっています。

有効期限満了日の3ヶ月前から更新の手続きができます。
約3ヶ月前に住所地へ転送不要でお知らせの通知が届きます。